



平成 27 年度前期（第 2 期）官民協働海外留学支援制度
～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～
募 集 要 項

独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）は、「日本再興戦略」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）に基づき、我が国の学生の海外留学促進のために創設された「グローバル人材育成コミュニティ」に参画する企業からの支援により、“産業界を中心に社会で求められる人材”、“世界で、又は世界を視野に入れて活躍できる人材”の育成という観点から支援するのにふさわしい学生を下記により募集します。

記

1. 趣旨

官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～は、海外での「異文化体験」や「実践活動」を焦点にした留学を推奨することにより、学生時代により多様な経験と、自ら考え行動できるような体験の機会を提供します。そのため、諸外国の大学等といった教育機関での留学だけでなく、企業でのインターンシップや学生が立案した多様なプロジェクト等の留学を支援します。

2. 事業の概要

本制度は、我が国の大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）に在籍する日本人学生等に対し、諸外国への留学に必要な経費の一部を奨学金等として支給するとともに、留学経験の質を高めるため、留学の前後に行う研修（以下「事前・事後研修」という。）の提供、及び留学後の継続的な学習や交流の場としての留学生のネットワーク（以下「留学生ネットワーク」という。）の提供を行います。

本制度では、「日本再興戦略」や産業界の意向を踏まえ、実践的な学びを焦点に、自然科学系分野、複合・融合分野における留学、新興国への留学、諸外国におけるトップレベルの大学等への留学、将来日本の各地域で活躍することを希望し留学する学生であって、人物に優れ、かつ、経済的支援が必要である学生を支援します。また、学生の海外留学を促進するという観点から、各領域でリーダーシップを発揮する多様な人材を支援し、海外留学の機運を高めることを目的としています。

3. 求める人材像

本制度では次のような人材を支援します。

- (1) 日本人学生等であって、将来のグローバルリーダーとして、留学を通じて以下に掲げるような素養を身につけようという意欲を有する人材
- ・世界の人々との交流を通じた経験から学ぼうとする意欲
 - ・社会のために貢献したいという高い志
 - ・自らの志を具体化するための思考力と行動力
 - ・失敗から試行錯誤しながらも挑戦し続ける強い精神力
 - ・様々なことに好奇心、探究心を有し、未知の領域に対しても果敢に挑戦する姿勢
 - ・集団活動においてイニシアティブをとり、周囲を巻き込む能力

- (2) グローバル企業や国際機関等における活動を始め、世界で活躍したいという意欲、又は日本において日本の良さ、地域の良さを世界に発信し、日本から世界に貢献したいという意欲を有する人材
- (3) 本制度で実施する事前・事後研修や留学生ネットワーク等における教育課題や本制度における諸活動に主体的に参画する人材

4. 定義

この要項において、「派遣留学生」とは、我が国の大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）（以下「在籍大学等」という。）に在籍する学生で本制度により奨学金等の支援を受ける学生をいいます。

5. 支援の対象

- (1) 支援の対象とする留学の内容（申請コース）（各申請対象の詳細は「別紙1」参照）
支援の対象とする留学の内容（申請コース）は、以下のとおりです。

1) 自然科学系分野、複合・融合系分野（①自然科学系、複合・融合系人材コース）

自然科学系分野、複合・融合系分野における学修、研究やインターンシップ、フィールドワーク等の実践活動を行う留学を支援します。特に、環境・エネルギー分野、ライフサイエンス分野、情報通信技術分野、農林水産分野、ものづくり分野において新産業創出につながるような取組や実践活動を行う留学を支援します。

※留学地域は問いません。

※自然科学系分野、複合・融合系分野での新興国への留学、世界トップレベル大学等への留学を含みます。

2) 人文・社会科学系分野

・新興国派遣（②新興国コース）

今後、経済成長が期待される新興国においてビジネスを視野に、学修、研究やインターンシップ、フィールドワーク等の実践活動を行う留学を支援します。

・世界トップレベル大学等派遣（③世界トップレベル大学等コース）

世界大学ランキングで上位100位以内に位置する等、諸外国におけるトップレベルの大学や研究所等において学修、研究やインターンシップ、フィールドワーク等の実践活動を行う留学を支援します。

3) 多様性人材（④多様性人材コース）

各々の分野や活動において、今後活躍が期待できる人材が行う留学を支援します。

※留学地域は問いません。

[想定される人材例]

- ・スポーツ、芸術、政治、行政、教育、メディア、観光、ファッション、日本文化（古典芸能、和食等）等の多様な分野で活躍が期待される人材

- ・起業や国際協力等を目指して活動をしている人材
- ・復興支援活動をしている人材

(2) 留学計画の申請要件

支援の対象とする留学計画は次に掲げる要件を全て満たすものとします。

- ①平成27年4月1日から平成27年10月31日までの間に諸外国において留学が開始される計画。ただし、留学開始前に日本で開催される事前研修に参加できる計画に限る。
- ②諸外国における留学期間が28日以上2年以内（3か月以上推奨）の計画。
- ③留学先における受入れ機関（以下「留学先機関」という。）と折衝を開始している計画。
- ④在籍大学等が、教育上有益な学修活動と認める計画。

※留学期間とは、実際の授業や実習等の開始日から終了日までの期間のことであり、渡航及び帰国にかかる期間は留学期間に含まれません。

6. 派遣留学生の選考における審査の観点

本制度の審査は、“産業界を中心に社会で求められる人材”、“世界で、又は世界を視野に入れて活躍できる人材”を育成するという観点を審査の基本方針として行います。

なお、支援人数の10倍を超える応募があった場合は、大学等の修業年限を考慮の上、年齢の若い学生を優先する場合があります。

※修業年限：学士課程4年、修士課程2年、博士課程3年。

(1) 求める人材

本要項の「3. 求める人材像」で示したような人材であること。

(2) 学修・実践活動計画

1) 学修・実践活動の目的、達成目標

①明確な目的、達成目標の設定

- ・審査の基本方針に応じた目的、達成目標が明確に設定されていること。

②達成目標の適切性

- ・学修・実践活動の達成目標が適切に設定されていること。

③申請コースの適切性

- ・申請コースに応じた目的、達成目標が明確に設定されていること。

2) 学修・実践活動の内容（計画の妥当性）

①学修・実践活動の目的、達成目標との整合性、妥当性

- ・学修・実践活動の計画の内容やスケジュールが、学修・実践活動の目的や目標を達成するに当たって適切であること。（留学期間3か月以上推奨）
- ・留学先機関が、学修・実践活動の目的や目標を達成するに当たって適切であること。
- ・学修・実践活動の計画が、申請コースの形態に応じた内容であること。

②学修の成果及びその測定方法

- ・留学による学修の成果及びその測定方法の内容が、留学中の学修・実践活動からみて適切

であること。(留学による単位取得の状況等)

3) 実践的な取組

- ・実践活動の内容が、インターンシップ、ボランティア、フィールドワーク、プロジェクトベースラーニングでの活動等、座学や知識の蓄積型ではない活動であること。
- ・実践活動の内容が、審査の基本方針に応じた内容であること。

4) 学修・実践活動の発展性

- ・学修・実践活動により得た成果を将来的に活用できるようなビジョン、取組があること。
- また、そのビジョンや取組が審査の基本方針に応じたものであること。

5) 留学計画の実現可能性

- ・学修・実践活動の実現可能性が高い計画であること。
- ・留学準備の内容やスケジュールが、留学計画を実現するにあたり適切であること。

7. 支援の内容 (詳細は「別紙2」参照)

派遣留学生には、奨学金、留学準備金及び授業料 (以下「奨学金等」という。) が支給されます。

(1) 奨学金等の内訳

1) 奨学金月額 :

指定都市	200,000 円
甲地区	160,000 円 (北米、欧州、中近東 (一部地域を除く))
乙地区	140,000 円 (指定都市、甲地区、丙地区以外)
丙地区	120,000 円 (アジア (一部地域を除く)、中南米、アフリカ)

2) 留学準備金 :

① 事前・事後研修参加費

事前・事後研修参加のための国内旅費の一部

※事前・事後研修は2地区 (関東・関西) で開催予定です。開催時期、参加会場については、在籍大学等及び本人宛てに別途通知します。

※派遣留学生が主たる学修活動を行う在籍大学等のキャンパスが位置する都道府県に応じて、別紙3のとおり参加費を支給します。

② 往復渡航費の一部

本制度による留学のための渡航・帰国のため旅費の一部

アジア地域 100,000 円

上記以外の地域 200,000 円

※他団体等から渡航・帰国にかかる支援を受ける場合は、往復渡航費は支給されません。

3) 授業料 :

留学先機関における授業料相当額 (学費・登録料)

※留学期間によって支給額が変更し、以下の通り授業料が支給されます。

①1年以内の留学 上限 300,000 円

②1年を超える留学 上限 600,000 円

※学生交流に関する協定等により、留学先機関において授業料不徴収又は全額免除となっている場合は支給されません。授業料一部免除の場合は、授業料から免除分を除いた差額が支給対象となります。

※海外の留学先機関が本人宛てに発行した請求書をもって授業料相当額を支払います。ただし、大学間交流協定に基づく交換留学による場合で、留学先機関から在籍大学等宛てに請求があり、その請求に基づき在籍大学等から本人宛てに請求を行う場合は、その請求書に基づき授業料相当額を支払います。

※授業料相当額（学費・登録料）が明確に区分できない場合は支給されません。

※宿泊費、食費、渡航費、保険料、ビザ申請料、空港諸税、留学中の交通費・通学費・旅費、大学運営経費、研究室運営経費、教材費、実験機器購入費、留学斡旋業者手数料は授業料相当額に含みません。

(2) 奨学金の支給基準

留学開始月と留学終了月以外の期間は、月額支給とします。

留学開始月及び留学終了月については、それぞれの月の留学日数の計によって、下記のとおり支給されます。

留学日数計	開始月	終了月
15日未満	×	×
15日以上 45日未満	○	×
45日以上	○	○

※ただし、留学期間が28日未満の場合は、支援の対象外となります。

(3) 奨学金等の支給方法

派遣留学生への奨学金等の支給は在籍大学等を通じて行います。

留学期間中は、奨学金を受給のために、毎月、「月次留学計画進捗報告書兼在籍確認証明書」を在籍大学等に提出し、前月の学修活動と留学先機関での在籍の確認を報告する必要がありますので、在籍大学等との連絡を密にできるようにしてください。

事務手続等の詳細は追って別文書にて案内します。

8. 支援予定人数

計画人数:計 500 名 (予定)

[コースごとの支援予定人数の目安]

自然科学系、複合・融合系人材コース : 220 名

新興国コース : 80 名

世界トップレベル大学等コース : 100 名

多様性人材コース : 100 名

※実際の支援人数は、応募・審査の状況等により変動します。

※留学期間が1年以上かつ支援期間が13ヶ月以上となる計画の支援人数は、支援予定人数全

体の1割程度とします。

※「自然科学系、複合・融合系人材コース」の支援予定人数の内1割程度を高等専門学校生とします。

9. 派遣留学生の要件

本制度で支援する派遣留学生とは、日本国籍を有する学生又は日本への永住が許可されている学生で、次の(1)～(9)に掲げる要件を全て満たす学生になります。

- (1)本制度で実施する事前・事後研修及び留学生ネットワーク（支援企業等に対する留学計画や活動報告・成果等の情報の提供を含む。）に参加する学生
- (2)日本の在籍大学等において、学位取得を目的とした課程に在籍する学生
- (3)日本の在籍大学等が派遣を許可し、留学先機関が受入れを許可する学生
- (4)機構の第二種奨学金に掲げる家計基準を満たす学生
- (5)留学に必要な査証を確実に取得し得る学生
- (6)留学終了後、日本の在籍大学等で学業を継続又は学位を取得する学生
- (7)平成27年4月1日現在の年齢が30歳以下である学生
- (8)インターンシップ等での報酬や他団体等から留学のための奨学金を受ける場合は、その平均月額が、本制度による奨学金の支給月額を超えない学生
- (9)本制度の第1期派遣留学生でない学生

※他団体等から奨学金を受ける場合、当該奨学金支給団体側においては、本制度の奨学金との併給を認めない場合があるので、当該団体に確認すること。

※機構が実施する海外留学支援制度（協定派遣）との併給はできません。

※留学期間が3か月未満となる派遣留学生を除き、機構が実施する第一種奨学金との併給は認められません。この奨学金を受給している派遣留学生は、この奨学金の休止手続（異動届の提出）をとる必要があります。

10. 派遣留学生を支援することができる在籍大学等の要件

派遣留学生を支援することができる在籍大学等は、次の(1)～(3)に掲げる要件を全て満たす必要があります。不明な点があれば、在籍大学等の留学生担当部署等に確認してください。

- (1) 留学中の派遣留学生の学修・実践活動状況を適切に管理する体制がとられていること。
- (2) 留学中の派遣留学生に対する適切な危機管理体制を有すること。
- (3) 派遣留学生の支援に係る事務手続を行う体制を有すること。

11. 応募学生申請書類の作成及び提出

応募学生は、下記(1)で示した機構の「官民協働海外留学支援制度 トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラムホームページ」から、(2)に定める応募学生作成書類の様式をダウンロードして作成し、在籍大学等に提出してください。

なお、申請される留学計画は在籍大学等により学修活動として認められる必要がありますので、在籍大学等の留学生担当部署等に相談の上、作成を進めてください。

- (1) 官民協働海外留学支援制度トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラムホームページ
URL : <http://tobitate.jasso.go.jp>

(2) 応募学生申請書類

- ①平成 27 年度前期（第 2 期）官民協働海外留学支援制度留学計画書（様式 1） … 1 部
②留学先機関の受入れ許可証等、留学計画の実現性を証明できる文書等の写し … 1 部
※②については、申請段階で用意できない場合は、留学先機関と折衝を行っていることを証明できる文書等を提出してください。
※①②については、紙媒体に加え、電子媒体も併せて提出すること。

(3) 在籍大学等への提出期限

在籍大学等への提出期限は在籍大学等によって設定されますので、在籍大学等の留学生担当部署等に直接確認してください。

※申請書類（紙媒体）は全て A4 サイズに統一して作成してください。

※申請書類（紙媒体・電子媒体）は日本語表記としてください。

※申請書類（紙媒体・電子媒体）の作成に当たっては、様式等を参照の上、作成してください。欠落（不足）や記入漏れ等があった場合は、審査の対象とならない場合があります。

12. 申請書類の提出から支援までの流れ

在籍大学等への提出期限：在籍大学等で設定された期限

機構への提出期限：平成 26 年 10 月 24 日（金）17 時必着

上記 11. で作成、提出された応募学生申請書類（紙媒体・電子媒体）は、在籍大学等を通じシステム登録及び郵送にて機構に提出されます。

※在籍大学等からの提出先は、下記 18. の「トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム」受付センターとなります。

書面審査（一次審査）：平成 26 年 11 月中旬～12 月下旬

書面審査結果の通知：平成 27 年 1 月上旬

在籍大学等を通じ、応募学生宛てに通知します。

合格者には、面接審査の日程等詳細についても併せて通知します。

面接審査（二次審査）：平成 27 年 1 月中旬

日時：平成 27 年 1 月 17 日（土）・18 日（日）、予備日 19 日（月）

場所：東京（予定）

審査方法：個人面接審査、グループでのディスカッション及びプレゼンテーション審査

※面接審査は、書面審査の合格者に対してのみ実施し、機構が指定した面接日については原則変更できません。

※場所は確定次第、機構ホームページ等にて連絡します。

※面接審査に伴う旅費等は、応募学生の自己負担とします。

採否結果の通知 : 平成 27 年 2 月上旬
在籍大学等を通じ、面接審査受験者宛てに通知します。

事前研修 : 平成 27 年 3 月上旬、8 月上旬 (予定)
場所：関東、関西 (予定)

支援の開始 : 平成 27 年 4 月 1 日 (水)

13. 留学状況報告書の提出

派遣留学生は、留学終了後に留学状況報告書を機構に提出する必要があります。

提出様式、提出方法についての詳細は追って別文書にて案内します。

14. 留学計画等の変更

採用決定後に、在籍大学等、留学先機関、渡航先、天災、病気等のやむを得ない事情により、留学の時期や留学先機関等に変更が生じ、留学計画の内容及び支給月数に影響を及ぼすことが明らかになった場合、派遣留学生は在籍大学等を通じて速やかに機構に変更申請の手続きをとる必要があります。なお、変更にあたる支援額の増額変更は、原則として認められません。

※選考期間中に変更が生じた場合であっても、計画変更の手続きは採用決定後になります。

変更後の計画内容によっては、再審査の対象となり計画変更が承認されず、採用取消しになる場合もありますのでご注意ください。

15. 採用取消し又は支援の打ち切り等

機構は、以下のような場合に、派遣留学生として採用後も派遣留学生の採用を取り消し、既に支給している奨学金等の全額または一部について返納を求めることがあります。

- (1) 本要項「5. (2) 留学計画の申請要件」「9. 派遣留学生の要件」を満たさなくなった場合
- (2) 留学先機関において懲戒処分を受ける等留学の中止が適当であると認められた場合
- (3) 採択された留学計画内容に大幅な変更がある場合や、自己都合によりプログラムの途中で辞退する場合
- (4) 計画内容に悪質な虚偽があると認められた場合
- (5) 学業不振、素行不良等が極めて顕著で、本制度による支援を受けるにふさわしくないと機構が判断した場合

16. その他留意事項等

派遣留学生は、留学に当たって現地の安全情報に十分注意し、留学後も随時状況確認ができるよう、在籍大学等や留学先機関と連絡を密にするようにしてください。留学に関する情報収集の手段として、機構ホームページ等を活用できます。

[留学情報等照会先]

○独立行政法人日本学生支援機構

ホームページ http://www.jasso.go.jp/study_a/oversea_info.html

留学に関する安全情報の収集手段として、外務省の「領事サービスセンター(海外安全担当)」の情報提供サービス等を活用してください。なお、留学先国(地域)の状況から安全な留学が困難と認められる場合は、派遣留学生としての支援を見合わせる場合があります。

また、渡航後は、日本大使館や総領事館に在留届を提出して下さい(海外に3か月以上滞在する場合は在留届の提出が義務付けられています)。在留期間が3か月未満の場合についても、「たびレジ」に登録することで在留届と同様に緊急情報の提供を受けられるので登録をするようにして下さい。(たびレジ：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>)

[海外安全情報等照会先]

○外務省領事局 領事サービスセンター(海外安全担当)

〒100-8919 東京都千代田区霞が関2-2-1(外務省庁舎内)

TEL : (代表) 03-3580-3311(内線2902、2903)

ホームページ http://www.anzen.mofa.go.jp/about_center/index.html

17. 個人情報の取り扱いについて

本制度の募集や採用等に係り提出された個人情報は、本制度のために利用されます。この利用目的の適正な範囲において、大学等教育機関、在外公館、行政機関、公益法人及び業務委託先等に対し、必要に応じて提供され、その他の目的には利用されません。

18. 在籍大学等からの照会先

※応募学生はすべて在籍大学等を通じて各手続き及び質問等を行ってください。

(独)日本学生支援機構

「トビタテ!留学JAPAN 日本代表プログラム」受付センター

(受託者) レジエンダ・コーポレーション株式会社

住所：〒169-0074 東京都新宿区北新宿2丁目21番1号 新宿フロントタワー30階

電話：03-6863-2865

FAX：03-6894-7311

メール：tobitate@s-hr.jp

営業時間：平日10:00~17:00(12~13時を除く)

申請コース別申請対象の詳細

申請コース名		申請対象分野		申請対象地域等	H27年度 (前期) 採用予定 人数
		系	分野		
①	自然科学系、 複合・融合系 人材コース	理工系	総合理工	国・地域限定なし (新興国、世界トップレベル大学等も含む)	220
			数物系科学		
			化学		
			工学		
		生物系	総合生物		
			生物学		
			農学		
		総合系	医歯薬学		
			情報学		
			環境学		
		複合領域			
②	新興国 コース	人文 社会系	総合人文社会 人文学 社会科学	以下の国、地域のような今後経済成長が期待される国、地域 <想定される国、地域(例)> 東南アジア (ASEAN) 諸国、南アジア (SAARC) 諸国、中東諸 国、アフリカ諸国、中南米諸国等	80
③	世界トッ プレベル 大学等 コース			以下のような世界大学ランキング例で100位以内に位置する 大学や、同等の教育レベルにある研究機関 (特定の分野に係 るものを含む) ■ QS World University Rankings2014/15 (クアクアレリ・シモンズ社) ■ World University Rankings 2014-2015 (タイムズ・ハイヤーエデュケーション) ■ The 2014 Academic Ranking of World Universities (上海交通大学)	100
④	多様性 人材 コース	分野限定なし		国・地域限定なし	100
計					500

※安全上、留学が困難と思われる地域、国への留学計画の場合、その計画の申請を受け付けられない場合もあります。

支援内容(奨学金等)

区分	支援内容	支給内容	支給時期												
短期	奨学金	<p>○留学先地域により次の4つに区分</p> <p>指定都市 200,000 円</p> <p>甲地区 160,000 円(北米、欧州、中近東(一部地域を除く))</p> <p>乙地区 140,000 円(指定都市、甲地方、丙地方以外)</p> <p>丙地区 120,000 円(アジア(一部地域を除く)、中南米、アフリカ)</p> <p>※留学開始月と留学終了月以外の期間は、月額支給とする。</p> <p>※留学開始月及び留学終了月については、それぞれの月の留学日数の計によって、下記のとおり支給される。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>留学日数計</th> <th>開始月</th> <th>終了月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15日未満</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>15日以上45日未満</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>45日以上</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ただし、留学期間が28日未満の場合は、支援の対象外となる。</p>	留学日数計	開始月	終了月	15日未満	×	×	15日以上45日未満	○	×	45日以上	○	○	原則、当該月に支給
	留学日数計	開始月	終了月												
	15日未満	×	×												
15日以上45日未満	○	×													
45日以上	○	○													
○事前・事後研修参加費	<p>事前・事後研修参加のための国内旅費の一部</p> <p>※事前・事後研修は2地区(関東・関西)で開催予定。開催時期、参加会場については、在籍大学等及び本人宛てに別途通知する。</p> <p>※在籍する大学等のキャンパスが位置する都道府県に応じて、別紙3のとおり参加費を支給する。</p>	各研修参加後に支給													
○往復渡航費	<p>留学先への渡航及び帰国のための往復渡航費の一部</p> <p>アジア地域 100,000 円</p> <p>(アフガニスタン、インド、インドネシア、韓国、カンボジア、シンガポール、スリランカ、タイ、台湾、中国、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、ブータン、ブルネイ、ベトナム、香港、マカオ、マレーシア、ミャンマー、モルディブ、モンゴル、ラオス)</p> <p>上記以外の地域 200,000 円</p> <p>※他団体等から渡航・帰国にかかる支援を受ける場合は、往復渡航費は支給されません。</p>	原則、渡航前に支給													
○留学先における授業料相当額(学費・登録料)	<p>①1年以内の留学 上限300,000円</p> <p>②1年を超える留学 上限600,000円</p> <p>※学生交流に関する協定等により、留学先機関において授業料不徴収又は全額免除となっている場合は支給されません。授業料一部免除の場合は、授業料から免除分を除いた差額が支給対象となります。</p> <p>※海外の留学先機関が本人宛てに発行した請求書をもって授業料相当額を支払います。ただし、大学間交流協定に基づく交換留学による場合で、留学先機関から在籍大学等宛てに請求があり、その請求に基づき在籍大学等から本人宛てに請求を行う場合は、その請求書に基づき授業料相当額を支払います。</p> <p>※授業料相当額(学費・登録料)が明確に区分できない場合は支給されません。</p> <p>※宿泊費、食費、渡航費、保険料、ビザ申請料、空港諸税、留学中の交通費・通学費・旅費、大学運営経費、研究室運営経費、教材費、実験機器購入費、留学幹旋業者手数料は授業料相当額に含みません。</p>	原則、留学開始前に支給													

(注) 派遣留学生への奨学金等の支給は在籍大学等を通じて、それぞれ以下のとおり行う。なお、奨学金については、在籍大学等において毎月(回)在籍確認を行った上で行う。

・奨学金

「原則、平成27年度中支給予定分を一括で、JASSOから在籍大学等へ送金」 → 「在籍大学等から派遣留学生へ支給」

・留学準備金(事前・事後研修参加費)

「事前・事後研修への参加確認後に、JASSOから在籍大学等へ送金」 → 「在籍大学等から派遣留学生へ支給」

・留学準備金(往復渡航費)

「渡航前に、JASSOから在籍大学等へ送金」 → 「在籍大学等から派遣留学生へ支給」

・授業料

「原則、奨学金の支給に合わせて、JASSOから在籍大学等へ送金」 → 「在籍大学等から派遣留学生へ支給」

事前・事後研修参加費支援内容

会場	大学等(キャンパス)が位置している都道府県	支援内容
関東	北海道、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	50,000円
	鳥取県、島根県、山口県、徳島県、愛媛県、香川県、高知県	40,000円
	青森県、秋田県、広島県	25,000円
	岩手県、福井県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県	20,000円
	宮城県、山形県、富山県、石川県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県	15,000円
	新潟県、福島県、長野県	10,000円
	茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、静岡県	5,000円
	東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県	0円
関西	北海道	60,000円
	青森県、岩手県、秋田県、沖縄県	50,000円
	長崎県、宮崎県	40,000円
	宮城県、山形県、福島県、新潟県、大分県、鹿児島県	30,000円
	栃木県、群馬県、熊本県	25,000円
	茨城県、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、福岡県、佐賀県	20,000円
	山梨県、長野県、山口県、香川県	15,000円
	富山県、静岡県、広島県、島根県、高知県	10,000円
	福井県、石川県、岐阜県、愛知県、三重県、鳥取県、岡山県、徳島県、愛媛県	5,000円
滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	0円	